

県議会レポート

かがみはら慎一郎



Vol.8 2023年早春発行

一年で最も寒い時期となりました。皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

県議会議員として初当選をしてから、はや4年が経とうとしています。当選直後よりコロナ禍となり、今もなおコロナ禍は続く状況にあります。そのような中で、昨年9月には池田新知事が就任され新たな県政運営が始まりました。みなさまとの対話がなかなか出来ないような状況にありますが、このような状況だからこそ、改めて初心にたちかえり、県民本位、政策本位の議論を行なっていかなければならないと考えています。コロナ禍における経済状況の悪化や物価高騰により生活そのものが傷んでいます。私の現任期も残りわずかですが、皆さまの生活にしっかりと反映できる県政の実現に向けてこれからもしっかりと取り組んでまいります。

また、引き続きこの取り組みを進められるよう次を見つめ頑張ってください。ご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

香川県議会議員 **鏡原慎一郎**

県政と地域を結ぶ

みなさんと一緒に夢や希望のあふれる
明るい未来をつくらせてください。

夢

子ども達が夢を持ち、
大きく育める環境づくりをしていきます。

- 子育て支援の充実
- 教育内容の充実と学力向上の取り組み

感謝

すべてに希望を持ち、仲間たちと
夢を語り合える環境づくりをしていきます。

- 安心安全の地域づくりの推進
- 地域防災力の向上 ● 地域福祉の向上

希望

ひとり一人が豊かな心を持ち、笑顔で
生活のできる環境づくりをしていきます。

- 一次産業や地場企業の担い手支援
- 地域の環境づくり
- 行事やイベント事業の連携と推進

結ぶ

いろいろなことを結び、カタチにします。

- 見えにくい県政を見えやすく
- 東かがわ市と香川県を結ぶ

議会質問については、その要旨を掲載しています。
詳しくは県議会ホームページを
ご覧ください。

県議会ホームページ
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gikai/>



所属委員会 環境建設委員会、議会運営委員会、
総合防災対策特別委員会

発行：香川県議会議員 **鏡原慎一郎**

〒769-2901 香川県東かがわ市引田357-18
Tel:0879-33-2706 Fax:0879-33-2909
<https://www.kagamihara-shinichiro.com/>



令和4年9月議会一般質問

1 県民100万人計画について



鏡原 本県人口100万人に向けていかに取り組みを進めていくか。これまでも、本県、また、本県以外でも多くの自治体でこのような取り組みが進められている。その中でこれまでと同じ取り組みや他自治体と同様な政策をしていたのは、その実現は難しいと考える。

まず、社会増をいかに増やしていくかという観点である。先般、総務省が発表した本年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査で、地方移住の伸び悩みが明らかとなった。コロナ禍で、都会からの地方移住が多くなってきており、その呼び込みを本県においても行ってきたところではあるが、依然転入が多くなっているのは首都圏においてということである。このような実情をしっかりと捉え分析し、住み慣れた、また、生まれ育った土地にいかに残ってもら

う、もしくは、戻ってきてもらうのか、そして、新たな地を探している方々へ新たな住み家としていかに香川を選んでもらうのか、このような観点からピンポイントでエッジの効いた取り組みを進めていく必要があると考える。また、自然増をいかに増やしていくかという観点では、経済的な支えが必要であると考える。大学卒

業までに2,000万円から3,000万円程度かかると言われている中で、やはり、家計の状況を気にせずにはられない。もちろん、環境整備によりその負担は下がると思うが、それでも多くのお金がかかることは事実である。雇用環境や子育て環境の整備も含め、子育てに関する経済的なことはいかに安心してもらえる政策を打ち出していくのかが重要だと考える。

そこで、今後どのように県人口を100万人に回復させようとしているのか、これまで申し上げてきた内容も含め知事の考えを伺う。

知事 人口が減少し続ける流れを変えるためには、子育て環境などの充実により、住みたくなる香川を目指す必要があると考え、これを「県民100万人計画」として県政運営の柱の一つとして掲げたところである。

こうした中、「かがわ人口ビジョン」における本県人口の長期的見通しの厳しさを踏まえれば、指摘の観点も含めて危機感を持って思い切った対策を講じる必要があると考えている。とりわけ、最も重要な人口減少対策の一つである子育て支援策については、これまでの継続的な取り組みにとどまらず、全体をもう一度再構築して、効果的なものとしていきたいと考えている。その中で、指摘の経済的負担の軽減策も含め、検討を急いで進めていく。

鏡原 県内の均衡な発展も私は重要だと考える。単純に、県内人口が100万人になったらいいのではなく、8市9町が欠けることなく、それぞれが持続可能な発展をしていかなければならない。そのためには、県内市町との連携も必要になってくるが、特に県の端に行けば行くほど過疎の状況は深刻化している。病院も学校もスーパーもない地域にはなかなか住むことが困難になってくる。そういった地域への環境整備は特に課題があるのではないかと。

知事 県内の均衡ある発展と持続可能性の確保については、香川県の豊かな県土全体の恵みをフルに生かし、今後発展していく観点から、極めて重要なポイントである。



ると考えている。このため、県土全体について、社会的基盤の足りない点を各市町と共同で点検・共有して、必要な対応を市町とともにしてまいりたいと考えている。

2 男性の育児参加について

鏡原 県庁内の取り組みとして男性の育児休業の取得状況やその環境整備が議論をされてきた過程もあるが、組織のリーダーが池田知事となったことから、改めてその取り組みについて伺う。

都道府県及び政令指定都市における男性の育児取得率は千葉市がトップで92.2%、2024年度には100%を目指しているとのことである。千葉市では、管理職を「イクボス」と呼び、職員の育成だけではなく部下の仕事と家庭生活の両立を支援する役割を求めているとのことである。また、育児が取りにくい職場である警察では、埼玉県警がその取得を促進し、2016年度には0%であった取得率が2021年度には25.5%にまで上昇している。埼玉県警では、制度運用にあたり、人員の増強も行なったようである。このことからわかるように、いかに制度を利用しやすい環境づくりをしていくかが鍵を握っているということである。要は、周知だけではなく実践が必要である。また、実践することによりさらに制度を利用しやすい環境へと変化をしていく好循環が起きているのだと私は考える。

香川県においては、これまでイクボス宣言を知事自らが行っていないが、県内企業や団体に対し、その制度や育児取得率の向上を求めていく以上、私は本県としても自らがその制度の利用や模範的な職場環境の整備を行っていくべきだと考える。特に、子育て環境の充実を強く訴えておられる池田知事にはその先頭に立っていただきたいと考える。

そこで、香川県知事として「イクボス宣言」を行うつもりはあるのか、また、管理職の皆さんを含め県庁内における男性の育児参加に関する環境整備をどのように進めていくのか、知事の所見を伺うとともに、教育長及び警察本部長に対して「イクボス宣言」と男性の育児参加に関する環境整備に対する考えを伺う。

知事 男性の育児参加を県庁から率先して進めていくという決意を表すため、改めて、イクボス宣言を行いたい。また、県庁職員に対し、強く育児参加について働きかけをしていきたい。

男性職員の育児に関する環境整備については、育児・介護休業法の改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和や、個別の意向確認の確実な実施に加え、私が自ら若手職員から話を聞く機会を設けるほか、すべての男性職員が1か月以上の育児休業を取得できるようにするなど、男性職員の育児支援をより一層促進していく。

教育長 イクボス宣言については、男性の育児参加などの取組みをさらに進めていくため、幹部職員とともに、宣言を行いたいと考えている。新たな制度内容を盛り込んだオンライン研修を実施するなど、制度の周知と意識啓発を図るとともに、子どもが生まれる教職員に積極的な制度の利用を呼びかけることなどにより、男性教職員の育児参加に関する環境整備に一層取り組んでいく。

警察本部長 イクボス宣言については、知事と同様に私も宣言を行い、職員に対し、強く働きかけをしていきたい。具体的には、所属長等から対象職員への取得促進の働きかけ、イントラネットを活用した男性の育児休業に係る情報提供、子育て中の職員に対する相談体制の確立や人事面での配慮など、男性職員の育児参加に関する環境整備に引き続き努めていく。

鏡原 埼玉県では今回の法律改正を受け、男性の育児休業取得や長時間労働の是正に取り組む企業に対し、最大30万円の奨励金を支給するなどの後押しを行っていくようである。従来のような周知啓発も必要だと思うが、県内企業や団体に対して、今回の法律改正をふまえてどのように働きかけていくのか、その考えを伺う。

知事 今回の改正を踏まえ、県内企業での男性の育児休業取得の実例などを紹介したリーフレットを今月中に配布するとともに、来月16日には、男性向け育児休業制度に関するセミナーを開催する予定である。また、就業規則の改正や社内研修に要する経費などに対する助成を行っており、誰もが働きやすい職場環境づくりを、今後とも継続していく。

3 防災・減災対策について

鏡原 現在、避難に関しては、各基礎自治体がそれぞれの避難者数を計算し、避難場所の指定等を行っているが、想定を超える避難者が出た場合や避難先が被災した場合などには、その避難施設には避難することができない。そうした場合に、隣接自治体への避難、いわゆる広域避難が行われるようになる。広域避難が行われる場合には基礎自治体間での受け入れの調整や確認が行われることになるが、い

ざ被災した時に市町は、被害状況の確認などの対応に追われることが想定され、自治体間での調整や確認をその上で行っていくことは容易くないと考える。災害対策基本法では、広域避難は市町村間の協議を前提とし、都道府県は助言することが求められる。しかしながら、県としても一歩踏み込んだ対応も私は必要なのではないかと考える。山梨県では、県と県内27市町村が広域避難に関する協定を結び、県として広域避難の調整と確認を行うようにしているようである。本県においても、事前からこのような役割分担を行なった上で、大規模災害の備えを強化する必要があると考えるが、広域避難のあり方と県の考え方について知事の所見を伺う。

知事 広域避難が必要となる災害が発生した際、被災市町では、被災者の安否や被害状況の確認に追われ、他の自治体との調整を行うことが困難な状況が想定されることから、そうした場合の自治体間の調整については、県が主体的な役割を果たす必要があると考えている。このため、平成23年に県と県内全市町で締結している「災害時の相互応援に関する協定」では、被災市町が、他の市町に対し応援の要請ができない場合には、県に要請し、要請を受けた県が他の市町と調整を行うほか、緊急を要する場合には、被災市町からの要請を待たずに、県が応援の調整を行うこととしている。

協定締結以降、県内では、広域避難が必要となる災害は発生していないが、災害が激甚化・頻発化する中、引き続き、各市町との訓練等を通じて、広域避難のタイミングや手順の確認を行うなど、協定の実効性が高まるよう取り組んでいく。

鏡原 本県では、防災アプリである香川県防災ナビと併せて、災害時の防災情報メールを運用している。これは、県民に差し迫る災害からの、少しでも早い避難の呼びかけやその状況を知らせるためのもので、非常に重要なシステムだと認識している。一方で、一斉に送るエリアの範囲が広域で自分が避難指示等の対象に含まれているのか分かりづらいことや、そのことにより結果的に逃げ遅れる等の課題もある。また、ある自治体では、夜中に土砂災害警戒情報を地域全体に発信し、その地域の避難を呼びかけたが、実際に避難指示の対象となつたのは崖の近くに住むなどのリスクの高い世帯に限られたものであった。その自治体には「寝ている時に起こされた」などの批判も寄せられたというところであるが、迫る災害に対して避難等の呼びかけを行うことは、必要だと私は考える。しかしながら、このようなことが続くことにより、情報を受け取っても有益な情報が来ないと考え、その登

録解除や位置情報の取得拒否等の対応をする方が増える可能性があると考えている。そういった問題に対応するために、避難対象エリアを細分化したり、災害情報の発信をピンポイントで行うなどの対応をしている自治体もある。

本県においても、迅速に、また分かりやすく、迫る災害の情報やとるべき行動についての情報伝達を行っていく必要があると考える。については、香川県防災ナビ及び防災情報メールの運用状況及び今後の運用のあり方について知事の所見を伺う。

知事 香川県防災ナビや防災情報メールについては、防災ナビでは、土砂災害の発生など、現在地における差し迫った危険を伝えるための情報を、位置情報の利用を許可した利用者に対してのみ、配信できるようにしているが、基本的には、利用者があらかじめ登録した市町に関する気象情報や避難情報等を配信するものとなっている。このため、指摘のとおり、直ちに、直接関係のないと思われる情報についても配信される場合がある。

配信する地域の細分化については、細分化による情報提供の遅れがないことに留意する必要がある。今後の運用のあり方については、より効果的でより細分化した情報提供となるよう、引き続き、各市町や有識者等の御意見も伺いながら、検討していく。

4 学校におけるデジタル化について

鏡原 文部科学省では本年度よりモデル校でデジタル教科書の実証実験を開始し、2024年度からデジタル教科書の本格導入を行う方針を打ち出している。運用開始当初は、これまでの紙による教科書との併用であるとも伺っているが、使用する教材の数が増えることとなり、現在使用している机が手狭になることが考えられる。運用開始当初は端末に書き込みつつ、ノートもとるといったような事例も出る可能性も考えられ、作業スペースの確保に課題があるように思う。また、当初





より言われていた、デジタル画面を見ることにより視力への弊害について、部屋の明るさ等の対応はどのようになっているのか。

このように、デジタル化することにより机の広さの問題や照度の問題も考えていかなければならない。今は、サブ的に端末を活用していることと思うが、本格稼働するまでにはこのような周辺整備についても検討し、対応していかねければならないと考える。

そこで、学校におけるデジタル化を推進していくに当たって、その周辺整備をどのように行ってきたのか、また今後どのように行っていくのか、教育長の考えを伺う。

教育長 デジタル化の推進に当たっては、児童生徒の健康やセキュリティ面への配慮を並行して進

めていく必要があると考えており、周辺整備に関しては、教室の照度を適切に管理し、照明が反射しないよう、画面の角度の調整や、遮光カーテンの設置など、端末を使う児童生徒の健康に配慮するよう、すべての学校に周知をしている。また、一人一

台端末の導入により、机上が狭くなることへの対応としては、いくつかの市町では、端末を手提げ袋に入れて机の側面に吊り下げ、必要な時にすぐに取り出せるような工夫や、一部の学校では、机の天板を拡張した事例などがあり、他の市町にも情報提供していく。

鏡原 本県においても端末の利活用が増えてきており、端末の自宅への持ち帰りや、その検討を始めている学校もある。先般、大手情報セキュリティ会社が公表したデータによると、小・中学生の9%がアカウন্トのIDやパスワードの情報を盗まれたり、悪用された経験があると答えており、教員も11%が児童・生徒にそうした経験があったと回答している。また、児童・生徒間におけるアカウন্トのIDやパスワードのやり取り等により、新たないじめに発展しているケースがあるとも聞いている。個別端末のセキュリティ状態を常に最新に保つことは非常に手間のかかる作業である。端末等の持ち帰りを前提とした時にはどのタイミングでアップデートを行うのか等の検討も行っていく必要がある、これらセキュリティ対策をいかに図っていくのかということは、今後、非常に大切になってくる。一方で、児童・生徒間の関係性により個人のIDやパスワードを他者に知られてしまうケースや、それにより、なりすましによる書き込みが行われ新たないじめに発展するケースもあり、そのようなことへの対応も考えていかなければならない。

このような対応を怠れば、子ども達が自分の意図していないところで、加害者と認識されてしまうという状況も発生する。

そこで、本県の小・中学校および高等学校等において、現在どのようなセキュリティ対策やID等の漏洩防止対策がなされているのか、また、IDが盗まれる等の情報セキュリティ事故や、デジタル化によるいじめ等が発生したことがあるのか伺う。併せて、今後、端末の持ち帰りが行われていくものと思うが、私が指摘したように、情報セキュリティ事故が発生した時への対応としてログの定期取得等、これまで以上のセキュリティ対策も必要だと考えるが、教育長の考えを伺う。

教育長 セキュリティ対策として、授業でIDやパスワードを適切に扱えるよう指導するとともに、ネット安全教室等の出前授業を開いて、個人情報漏洩や肖像権侵害などの内容について児童生徒に迫る危険の実態を紹介し、トラブルを未然に防ぐ判断力を養えるよう啓発を行っている。また、情報システム上の対策として、学校や家庭など、端末の利用場所に関わらず、有害サイトを遮断するフィルタリングソフトの導入や、アルファベットや数字をランダムに組み合わせるなどの工夫により個

人を特定しにくいICD設定などを行っている。

これらの対策により、これまで、一人一台端末による情報セキュリティ事故やいじめに関する報告は受けていない。また、現在、東かがわ市など一部の市町で使用しているアクセスログ取得ソフトウェアについて、未導入の市町にその導入を促すなど、一層のセキュリティ対策を検討していく。

今後とも児童生徒がICDを安全に安心して活用し、深い学びの実現ができるよう、市町教育委員会と連携し、ICD環境の一層の充実に取り組んでいく。

5 子ども達の防犯対策について

鏡原 国は、平成30年5月、新潟市において、下校途中の7歳の児童が殺害され、未だある尊い命が奪われるという痛ましく許しがたい事件が発生したことや、道路上における身体犯の被害件数全体は減少しているにもかかわらず、子どもの事犯に限定すると、ほぼ横ばいで推移していることを受け、子どもの安全確保は、安全安心な社会の要であるとの考えのもと、平成30年6月に登下校防犯プランとして、社会全体で子どもの安全を守るための対策に迅速に取り進むこととし、関係省庁や自治体に緊急合同点検を実施するよう通知した。

本県においても、このことを受け、県内小学校149校で合同点検を実施したと伺っている。そして、対策必要箇所が把握された小学校は149校であり、合同点検を行った全ての学校で何らかの対策が必要な箇所があるとされた。

登下校時における子どもの安全を確保するための対策については、地域の子どもは地域で守るといふ観点から、地域において、見守り活動など多岐にわたる対策がなされてきたところである。しかしながら、高齢化や人口減少といった中で、従来の見守り活動に限界が生じている。そういった中で、見守りの空白地帯が存在してしまい、子ども達の危険が増している状態にあることから、その状態を改善するためにも防犯対策を強化することが急務であると考ええる。また、当時の点検では、通学路と限定されており、基本的には小学生が対象となっているが、中学生や高校生の登下校においても、部活動や課外授業、また遠方の学校への通学等の理由により帰宅時間が遅くなることや駅の無人化も進んでいる現状を考えると、小学生に限らず中学生や高校生の登下校への対策も急務であると考ええる。

そこで、平成30年に実施した緊急合同点検を踏まえ、これまでどのような対策が

なされてきたのか、危険性はどの程度改善されているのか伺う。また、中学生及び高校生の登下校における防犯対策の現状について、併せて伺う。

教育長 平成30年6月に国が作成した「登下校防犯プラン」を受けて、小学校で実施した緊急合同点検の結果、対象となったすべての学校で、人通りが少ない場所があるなど、何らかの対策が必要な箇所があることが分かった。この点検結果を踏まえ、市町を中心に関係機関が連携し、防犯カメラや街灯の設置、通学路や遊び場周辺における「子ども10番」活動の推進など、地域の実情に応じた対策が行われたと聞いている。こうした中、小学生が対象となった不審者の報告件数は、点検を実施した平成30年の443件から昨年は267件に減少している。

中学生及び高校生の登下校における防犯対策については、小学校での対策の効果が及び地域もあるが、高校生については通学圏が広域になるため、各高校で、犯罪被害に遭わないために、「自分の身は自分で守る」心構えを持つことや、危険を予測して行動することなどの必要性を指導することともに、警察や地域の少年育成センターと連携して、事件や事故、不審者等に関する情報を共有し、生徒に注意を促す取組みも行っている。

鏡原 防犯ボランティアの方の高齢化や人口減少といった中で、従来の見守り活動に限界が生じ、見守りの空白地帯はこれからも増えていくと考える。そこで、考えられる対策が防犯カメラの設置や防犯灯の設置である。防犯カメラについては、プライバシーの問題も議論されるところであるが、子ども達の安全安心の確保のためには、地域の理解をいただき設置していく必要があると考える。また、防犯灯に関しても、稲の発育阻害等の関係で点灯できない時期や設置できない場合もあるが、青色防犯灯であればそのような問題もクリアできると伺っている。是非、各地域でこのような対策を先手で講じていただきたい。このような地域の方々の理解が必要なものに関しては、やはり地域の方々や警察、道路管理者、地元の防犯ボランティアの方々からなる推進会議のようなところで、常に連携を図りながら、その取り組みを地域全体で推進していくことが非常に重要であると考ええる。

交通安全については、各市町で通学路安全推進会議等を組織して、学校関係者、道路管理者、交通関係者、地域関係者等の関係機関の連携のもと、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進している。静岡県においては、その上にも、県として通学路対策推進会議を設置し、県としてその取り組みを強く推進している。本県としても、各市町と連携し、県内の通学路の安全確保を強く推進するために、通学路対

策推進会議を設置し、その中で、交通安全対策と同様に防犯対策を講じていただきたいと考える。

そこで、地域全体で子ども達の安全安心の確保に取り組むために、県として、交通安全及び防犯対策のための推進会議等を設置することについて、及び、市町や市町教育委員会、各学校に対して、子ども達への防犯対策の強化の徹底を呼びかける事について教育長の考えを伺う。

教育長 県における交通安全及び防犯対策のための推進会議等の設置については、全市町において、防犯対策に関して地域で意見交換・調整を行う協議会等が設置されており、県においても市町との意見交換等を行う場の設置を検討していく。

すべての児童生徒が安全・安心に登下校ができるよう、防犯対策に係る指導を徹底するよう各学校に呼びかけるとともに、市町や市町教育委員会、警察等と連携を図りながら、防犯対策の強化に取り組んでいく。

令和4年9月議会環境建設委員会

1 河川の整備について（土木部）

鏡原 近年、全国各地で豪雨等による甚大な被害が発生している。本県においても、このような豪雨災害がいつ発生してもおかしくないと考えられ、これまで以上に防災対策を着実に進める重要性が高まっていると認識している。

そこで、河川整備は、事前の防災対策として重要と考えるが、本県で実施している河川整備の状況について伺う。

答弁 河川整備は、香川県流域治水プロジェクトの中で「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」の一つとして重要な役割を担うものであり、比較的大きく、早急に整備が必要な河川については、

国の「個別補助事業」や「防災・安全交付金」、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の予算等を活用し、河川改修や河道掘削等を行うこととしている。現在は、東かがわ市の古川など、9水系12河川について、「河川整備計画」に基づき、整備を進めているところである。その中でも、橋梁の改築等、集中的な投資が必要な、古川など7河川については、国の「個別補助事業」である「大規模特定河川事業」を活用して取り組んでいるところである。

一方、河道における土砂堆積や樹木の繁茂等は、流下阻害等を引き起こし、甚大な氾濫被害につながることから、河道掘削や樹木伐採を行い、常に河川の流下能力などの機能を保持しておくことが重要とされている。このため、平成30年度から昨年度末までに、湊川など22河川において、31万8千立方メートルの河道掘削を、41万平方メートルの樹木伐採等を実施し、今年度も引き続き、香東川など8河川で河道掘削等を実施しているところである。

また、小規模な河川整備については、「香川県流域治水プロジェクト」に河川名等を明記していないが、「流域治水」の考え方に基づき、県単独費を活用して、今年度は、東かがわ市の北川など48河川の河川改修や、同じく番屋川など28河川の河道掘削等を実施することとしている。

河川改修や河道掘削などの河川整備は、洪水被害から県民の皆様を守り、安全・安心を確保するため重要であり、「香川県流域治水プロジェクト」に沿って、国や各



市町、関係機関と連携し、積極的に取り組んでまいりたい。

鏡原 地元の古川について、この工事の用地取得の進捗など、工事の状況について伺う。

答弁 まずは、古川ポンプ場から国道11号までの約500メートル区間について、優先して整備を進めることとし、川幅を現況の7メートルから10メートルに拡幅することにより、河川の流下能力を現況の3倍の毎秒14立方メートルに引き上げるべく取り組んでいる。

用地取得については、地権者の方々の御協力をいただき、昨年度末までに、古川ポンプ場から引田小学校跡地上流付近までの上流約300メートルの区間について取得を終えており、残る国道11号までの200メートルの区間については、用地調査等をほぼ完了しているところである。今後とも、引き続き、用地取得に努めてまいりたい。



一方、工事については、令和元年度から工事に着手し、昨年度末までに、引田小学校跡地付近の平成30年9月の台風24号により一部被災した約60メートル区間と、下流からの約30メートル区間を合わせた約90メートル区間の河道拡幅と、古川橋下流の取水堰1基の改築を終え、今年度は、旧引田小学校跡地などの河道拡幅工事を実施している。

引き続き、残る河道拡幅工事や橋梁工事などを順次行っていく予定である。今後とも、地元関係者の皆様の御協力をいただきながら、事業の進捗に努めてまいりたい。

鏡原 地元の方への説明をしっかりとすることもできない。工事の進捗や用地取得の状況等について、地元住民への説明は、どのような形で、

どのくらいの頻度で行われているかについて伺う。

答弁 説明した500メートル区間における工事や用地取得の説明については、平成28年8月に、地元関係者を対象とした説明会を開催し、河川改修計画や今後のスケジュールについて説明したところである。

個別に用地交渉等を行う場合については、その都度、河川改修工事の内容、補償内容について、より具体的な内容について説明し、事業の進捗状況などについて御質問があれば、その都度、個別に説明を行っている状況である。

地元の皆様の要望全てにお応えできているかということについては、反省すべき点もあると思うので、今後とも、事業が円滑に進捗できるように、地権者や地元住民の方々には、丁寧な説明に心がけてまいりたい。

その他の質問

- 脱炭素・地球温暖化対策について
- 太陽光パネルの廃棄について
- 土木技術職員の確保について

議案・発議案 一覧

議会	議案番号	件名	審議結果
令和4年9月 定例会	第1号	令和4年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決
	第2号	令和4年度香川県特別会計補正予算議案	原案可決
	第3号	香川県立アリーナ条例議案	原案可決
	第4号	香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第5号	香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第6号	香川県立学校条例の一部を改正する条例議案	原案可決
	第7号	財産の取得について（震度情報ネットワーク設備）	原案可決
	第8号	財産の取得について（香川県防災行政無線設備）	原案可決
	第9号	建設事業に対する市町の負担金について	原案可決
	第10号	工事請負契約の締結について（県道高松坂出線（五色台工区）道路改築工事（五色台トンネル）（高松側工区））	原案可決
	第11号	訴訟の提起について	原案可決
	第12号	令和4年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決
	第13号	令和4年度香川県一般会計補正予算議案	原案可決
	第14号	令和3年度香川県一般会計の決算の認定について	継続審査
	第15号	令和3年度香川県特別会計の決算の認定について	継続審査
	第16号	令和3年度香川県立病院事業会計の決算の認定について	継続審査
	第17号	令和3年度香川県流域下水道事業会計の決算の認定について	継続審査
	第18号	香川県公安委員会委員の任命同意について	同意
	第19号	香川県収用委員会委員の任命同意について	同意
	第20号	香川県収用委員会予備委員の任命同意について	同意
	第21号	香川県土地利用審査会委員の任命同意について	同意
	第22号	香川県土地利用審査会委員の任命同意について	同意
	第23号	香川県土地利用審査会委員の任命同意について	同意
	第24号	香川県土地利用審査会委員の任命同意について	同意
	第25号	香川県土地利用審査会委員の任命同意について	同意
	第26号	香川県土地利用審査会委員の任命同意について	同意
	第27号	香川県土地利用審査会委員の任命同意について	同意
発議案第1号	北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議（案）	原案可決	
発議案第2号	私学助成の充実強化を求める意見書（案）	原案可決	
発議案第3号	教育予算の増額と負担軽減措置等の拡充を求める意見書（案）	否決	
発議案第4号	学校部活動の地域移行に関する意見書（案）	原案可決	